

# 経済産業省

20240325貿局第2号  
輸出注意事項2024第6号  
経済産業省貿易経済協力局

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

## 「包括輸出承認取扱要領」の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

（施行期日）

1 この通達は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通達の施行前に改正前の通達の規定により承認を受けた一般包括輸出承認は、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、更新の申請については、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、この通達に基づく更新を行うことができるが、更新の申請にあたっては、2の（9）に規定する更新の手続を行わなければならない。なお、この通達の施行前に「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより申請を行った者以外の者が、当該承認の有効期限の3月前の日以前に、この通達に基づく更新の手続を行う場合にあつては、当該更新の手続に基づき承認を受けた時点で、改正前の通達の規定により承認を受けた一般包括輸出承認は失効したものとみなす。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 一般包括輸出承認            (1) 一般包括輸出承認の申請者            一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。            ①～③ (略)            ④ 「<u>電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について</u>」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「<u>特定手続等運用通達</u>」という。)に定めるところにより申請を行う者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 一般包括輸出承認の申請手続            一般包括輸出承認を受けようとする者は、<u>特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「<u>申請項目通達</u>」という。）に規定する申請項目）を入力し、次の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u></p> <p>(イ) 申請理由書（様式1a）            (略)</p> <p>(ロ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し</p> <p>(ハ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）            (注1)・(注2) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 一般包括輸出承認            (1) 一般包括輸出承認の申請者            一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。            ①～③ (略)            (新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 一般包括輸出承認の申請手続            一般包括輸出承認を受けようとする者は、<u>次の①又は②のいずれかの方法により申請を行うものとする。</u></p> <p>① <u>書面による申請の場合</u>  <u>次の(イ)～(ニ)に定める書類を申請窓口へ郵送又は提出しなければならない。</u>  <u>(イ) 一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通</u>  <u>※「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」欄：申請者が法人であるときは、組織の代表者名も記載する。</u>  <u>(ロ) 申請理由書（様式1a） 1通</u>            (略)  <u>(ハ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し 1通</u>  <u>(ニ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） 1通</u>            (注1)・(注2) (略)</p> <p>② <u>電子情報処理組織による申請の場合</u>  <u>電子情報処理組織を使用して一般包括輸出承認を受けようとする者は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「<u>特定手続等運用通達</u>」という。)に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申</u></p>

(5)・(6) (略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（イ）申請理由書（様式1a）

(略)

（ロ）変更を要することを証する書類の写し

（ハ）業務届受理証明書（変更後のものであって有効期限内のもの）の写し

(注) (略)

(削除)

請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。）別表第19）を入力し、①の（ロ）～（ニ）を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各1通を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

（注1）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

（注2）必要に応じて、その他の書類の提出を求められることがある。

(5)・(6) (略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、次の①又は②のいずれかの方法により、新たに承認を受けなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を貿易審査課に速やかに郵送又は提出しなければならない。

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

次の（イ）～（ニ）の書類を貿易審査課に提出しなければならない。その際、既に発行された一般包括輸出承認の承認証（以下「原承認証」という。）を返還しなければならない。

（イ）一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通

※「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」欄：申請者が法人であるときは、組織の代表者名も記載する。

（ロ）申請理由書（様式1a） 1通

(略)

（ハ）変更を要することを証する書類の写し 1通

（ニ）業務届受理証明書（変更後のものであって有効期限内のもの）の写し 1通

(注) (略)

② 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入力し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、①の（ロ）～（ニ）を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該

(8) (略)

(9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

一般包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、(4)の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 特定包括輸出承認

(1) 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ①・② (略)  
(削除)

(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- ① (略)  
② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目通達に規定する申請項目の事項として入力された貨物の輸出  
③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定包括輸出承認申請の際に、特定手続等

書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。

(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

(8) (略)

(9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の①又は②のいずれかの方法により更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(4)の①の規定に従って、書類を貿易審査課に提出しなければならない。その際、既に発行された原承認証を返還することを必要としない。

② 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、(4)の①の(ロ)～(ニ)を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。

3 特定包括輸出承認

(1) 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ①・② (略)

③ 特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行う者

(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- ① (略)  
② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目通達の別表第19の事項として入力された貨物の輸出  
③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定包括輸出承認申請の際に、特定手続等

運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）の事項として入力された輸入者への輸出

(4) 特定包括輸出承認の申請手続

特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) (略)

(ロ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し

(ハ) (略)

(注1)・(注2) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式 a の 2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ)・(ロ) (略)

(注) (略)

(8) (略)

(9) 特定包括輸出承認の更新

(略)

特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算

運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達別表第 1 9）の事項として入力された輸入者への輸出

(4) 特定包括輸出承認の申請手続

特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達別表第 1 9）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各 1 通を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

(イ) (略)

(ロ) 業務届受理証明書の写し（有効期限内のもの）

(ハ) (略)

(注1)・(注2) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第 1 9）を再入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各 1 通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式 a の 2）を当該電子申請の受付窓口に速やかに郵送又は提出しなければならない。

(イ)・(ロ) (略)

(注) (略)

(8) (略)

(9) 特定包括輸出承認の更新

(略)

特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算

機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項  
(申請項目通達に規定する申請項目)を入力し、次の(イ)～(ニ)の書類に記載され  
た情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ)～(ニ) (略)

(注1)・(注2) (略)

4 (略)

別紙1・別紙2 (略)

様式1 削除

(以下略)

機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入力し記載すべき  
事項(申請項目通達別表第19)を再入力し、次の(イ)～(ニ)の書類を専用電子計  
算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提  
出しなければならない。

(イ)～(ニ) (略)

(注1)・(注2) (略)

4 (略)

別紙1・別紙2 (略)

様式1 (2の(4)の①の(イ)関係)

一般包括輸出承認申請書

(略)

(以下略)

# 経済産業省

20240325貿局第2号  
輸出注意事項2024第7号  
輸入注意事項2024第4号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」等の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1、別紙2及び別紙3中2に係る改正規定 令和6年4月1日
- 二 別紙3中7に係る改正規定 令和6年5月19日

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 代理者による電子申請の手続</p> <p>(1) 申請者本人は、輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項の規定によりあらかじめ届け出た者を代理者として、電子申請を行わしめることができる（8の包括許可及び9の包括輸出承認の電子申請については、経済産業大臣が、必要があると認めるときに限る。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) 一般包括輸出承認の電子申請</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領2(4) <u>(イ) から (ハ) までに規定する書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>⑤の書類の原本の提出を求められた場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。</u></p> <p>⑦ 申請者本人は、一般包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 代理者による電子申請の手続</p> <p>(1) 申請者本人は、輸出規則第1条の3第1項、輸入規則第2条の3第1項又は貿易外省令第1条の3第1項の規定によりあらかじめ届け出た者を代理者として、電子申請を行わしめることができる（8の包括許可及び9の包括承認の電子申請については、経済産業大臣が、必要があると認めるときに限る。）。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続</p> <p>(1) 一般包括輸出承認の電子申請</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括承認取扱要領2(4) <u>① (ロ) から (ニ) までに規定する書類を郵送若しくは提出又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。</u></p> <p>⑥ <u>⑤の書類を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。</u></p> <p>⑦ 申請者本人は、一般包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、<u>次のいずれかの方法によるものとする。</u> <u>(イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたフ</u></p>

⑧ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～④ (略)

⑤ 特定包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領3(4)(イ)から(ハ)までに規定する書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類の原本の提出を求められた場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、特定包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

⑧ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(3) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の変更の申請

① (略)

② 申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の内容の変更

ファイルに記録する。

(ロ) 整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

⑧ ⑥及び⑦(ロ)の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～④ (略)

⑤ 特定包括輸出承認の電子申請にあたっては、包括輸出承認取扱要領3(4)(イ)から(ハ)までに規定する書類を提出又は当該書類に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

⑥ ⑤の書類を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出するものとする。

⑦ 申請者本人は、特定包括輸出承認の電子申請を行った後に、追加的に書類等の提出を行う場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(イ) 専用電子計算機に備えられたファイルから入手した添付書類等追加申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち、必須申請項目その他の必要項目を当該項目の属性及び文字数に従って入力し、当該書類等に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録する。

(ロ) 整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該書類等を当該電子申請の受付窓口に郵送又は提出する。

⑧ ⑥及び⑦(ロ)郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑨ (略)

(3) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の変更の申請

① (略)

② 申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の内容の変更

の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、(1) 及び (2) に規定するところに準ずるものとする。

(4) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請

申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の電子申請の取扱いは、(1) 及び (2) に規定するところに準ずるものとする。

10～13 (略)

14 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報、電子包括許可情報又は電子包括輸出承認情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、15 (1) ②若しくは③、15 (2) ②若しくは③、16 (1) ②若しくは③、16 (2) ②若しくは③又は17 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括輸出承認申請については、書面による一般包括輸出承認証及び特定包括輸出承認証の交付は行わない。

(2)・(3) (略)

の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る変更可能な項目のうち変更が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。当該変更の電子申請の取扱いは、(1) に規定するところに準ずるものとする。ただし、20 (1) の規定により分割交付された一般包括輸出承認証（以下「分割承認証」という。）を書面で交付された場合にあつては、当該分割承認証を貿易審査課に返還するものとする。

(4) 一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請

申請者本人は、一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の申請をしようとするときは、包括原承認情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、申請項目通達に規定する申請項目のうち当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括輸出承認及び特定包括輸出承認の更新の電子申請の取扱いは、(1) に規定するところに準ずるものとする。

10～13 (略)

14 経済産業大臣の許可等手続

(1) 経済産業大臣は5から9までに規定する電子申請の許可、承認、割当て又は確認を行ったときは、専用電子計算機に備えられたファイルに許可番号、承認番号、割当証明書番号又は確認番号及び電子許可等情報、電子承認・割当・確認情報、電子役務取引許可情報、電子包括許可情報又は電子包括承認情報（以下「電子許可等情報等」という。）を記録するものとする。ただし、15 (1) ②若しくは③、15 (2) ②若しくは③、16 (1) ②若しくは③、16 (2) ②若しくは③又は17 (1) ②若しくは③の規定により書面による交付を希望した電子申請にあっては、電子許可等情報等の記録は行わないものとする。なお、9に規定する包括承認申請については、書面による特定包括承認証の交付は行わない。

(2)・(3) (略)

15～18 (略)

(削除)

19・20 (略)

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第4 (略)

別紙様式第5 削除

(以下略)

15～18 (略)

19 一般包括輸出承認の分割交付  
(略)

20・21 (略)

別紙参考様式第1 (略)

別紙様式第1～別紙様式第4 (略)

別紙様式第5

包 括 輸 出 承 認 証

(略)

(以下略)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後		現行	
記		記	
《輸出・役務取引》		《輸出・役務取引》	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（ <u>バーゼル・廃掃法</u> ）の申請項目	別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル）の申請項目
(略)	(略)	(略)	(略)
《輸入》		《輸入》	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第10	輸入 <u>2の2号</u> 承認申請様式の申請項目	別表第10	輸入承認申請様式の申請項目
(略)	(略)	(略)	(略)
《包括》～《マスターコード》（略）		《包括》～《マスターコード》（略）	
別表第1～4	(略)	別表第1～4	(略)
別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（ <u>バーゼル・廃掃法</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）	別表第5	輸出承認申請様式（輸出令別表第2-35の2（バーゼル）の申請項目（特定手続等運用通達5(2)及び(3)関係）
別表第6～9	(略)	別表第6～9	(略)
別表第10	輸入 <u>2の2号</u> 承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係）	別表第10	輸入承認申請様式の申請項目（特定手続等運用通達6(1)及び(3)関係）
別表第11～19	(略)	別表第11～19	(略)

別表第20 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達10関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	●	英数字	2	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の <u>統括・該非確認責任者変更届</u> 13: CP新規届出 14: CP内容変更届出/取下げ届出 15: CP/CL受理票の記載事項変更届出 16: CL提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等 20: ワシントン条約の	

別表第20 汎用申請様式の申請項目（特定手続等運用通達10及び19関係）

項番	項目名	必須の別	属性	文字数	備考	繰返回数
1	汎用申請区分	●	英数字	2	01: 履行報告_据付報告 02: 履行報告_ストック販売状況報告 03: 履行報告_積み戻し報告 04: 履行報告_使用状況及び設置状況報告 05: 履行報告_包括報告 06: 履行報告_水銀の使用実績報告 09: 履行報告_その他 11: 漁船の履行報告書等 12: 麻薬等原材料包括輸出承認の <u>分割交付依頼書</u>  13: CP新規届出 14: CP内容変更届出/取下げ届出 15: CP/CL受理票の記載事項変更届出 16: CL提出(7月提出) 17: 輸出者等の名称等の公表等届出/取下げ届出 18: バーゼル移動書類届出等 19: バーゼル・廃掃法届出等	



5	輸出令別表第1項番	■	英数字	20	<p>履行報告を行うライセンスが輸出貿易管理令別表第1の場合であって、次の(1)または(2)の場合にのみ入力すること。</p> <p>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したものがチェックなしの場合</p> <p>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したものがチェックありの場合</p>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
6	外為令別表項番	■	英数字	20	<p>履行報告を行うライセンスが外為令別表の場合であって、次の(1)または(2)の場合にのみ入力すること(なお、「輸出令別表第1項番」を記載した場合は記載は不可)。</p> <p>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したものがチェックなしの場合</p>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

					合 <u>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックありの場合</u>								
7	<u>仕向地・提供地（国コード）</u>	■	<u>英数字</u>	2	次の（1）または（2）の場合にのみ入力すること。 <u>(1) 汎用申請区分が「01」、「02」、「03」、「04」、「09」のいずれかで、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックなしの場合</u> <u>(2) 汎用申請区分が「05」で、かつ、「NACCS申請したも の」がチェックありの場合</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
8～ 13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
3～ 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								

別表第2 1～2 3 (略)

別表第2 4 添付書類等追加申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5  
 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び(3)⑤(イ)、6 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び  
 (3)⑤(イ)、7 (1)⑦(イ)及び(2)⑤(イ)、8 (1)⑤(イ)、(2)⑦イ及び  
 (3)⑦(イ)、9 (1)⑦及び(2)⑦、1 5 (1)③(ロ)、(2)③(ロ)及び(3)③(ロ)、  
 1 6 (1)③(ロ)及び(2)③(ロ)、1 7 (1) ③(ロ) 並びに 1 8 (1)③(ロ)関係

別表第2 1～2 3 (略)

別表第2 4 添付書類等追加申請様式の申請項目（特定手続等運用通達5  
 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び(3)⑤(イ)、6 (1)⑦(イ)、(2)⑦(イ)及び  
 (3)⑤(イ)、7 (1)⑦(イ)及び(2)⑤(イ)、8 (1)⑤(イ)、(2)⑦イ及び  
 (3)⑦(イ)、9 (1)⑦(イ)及び(2)⑦(イ)、1 5 (1)③(ロ)、(2)③(ロ)及び  
 (3)③(ロ)、1 6 (1)③(ロ)及び(2)③(ロ)、1 7 (1) ③(ロ)、1 8 (1)③(ロ)  
並びに 1 9 (1)③(ロ)関係

別表第 2 5 (略)

別紙 1 ~ 1 2 (略)

別表第 2 5 (略)

別紙 1 ~ 1 2 (略)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
1 (略)	1 (略)
<p><b>2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締約国等</b>            アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、<u>大韓民国</u>、キルギス、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ、欧州原子力共同体</p>	<p><b>2 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締約国等</b>            アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、<u>韓国</u>、キルギス、ラトビア、レソト、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、ジンバブエ、欧州原子力共同体</p>
3～6 (略)	3～6 (略)
<p><b>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</b>            アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含</p>	<p><b>7 水銀に関する水俣条約の締約国等</b>            アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含</p>

む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

8～11 (略)

む。)、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

8～11 (略)